

自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>平成26年度</u>自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について</p> <p>対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。</p> <p>1. <u>平成26年</u>5月末時点又は10月末時点に新車として販売されている自動車から選定を行う。 前期は<u>平成26年</u>5月末、後期は<u>平成26年</u>10月末時点で販売されているものの中から<u>10車種</u>程度（<u>前期5車種、後期5車種程度</u>）を選定する。</p> <p>2. 直近1年間の販売実績が上位の車種（2.⑤に規定する特別枠選定車種を除く。）から選定する。ただし、モデルチェンジ等により1年間の販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実績等も考慮して選定する。</p> <p>① 自動選定 前期の選定においては、販売実績が年間2万5千台以上の車種は、5車種を上限に自動的に選定することができる。なお、ニューモデル車種は発売から30日以後における年間換算台数が、フルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前モデルの販売実績が、年間換算2万5千台以上となった時点で自動的に選定できる。 後期の選定においては、全車種を自動的に選定することができる。</p> <p>② OEM車の取り扱い OEM車の取り扱いについては、販売台数にかかわらず調査し、販売実績（年間換算）3,000台以上のOEM車は販売実績に加算する。</p> <p>③ 販売実績の算出方法 販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。 （ア） 前期：<u>平成26年</u>5月末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績 後期：<u>平成26年</u>10月末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績 （イ） <u>平成25年</u>11月以降にフルモデルチェンジされた車種については、（ア）又はフルモデルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×（<u>平成25年</u>の全小型・普通乗用車販売台数／前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数）の多い方。 （ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考慮する。） （ウ） ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車種については、販売実績×（183日／販売日数）により算出する。ただし、<u>平成26年</u>5月末時点又は<u>平成26年</u>10月末時点で30日間以上の販売実績が無い車種については対象としない。</p> <p>④ 車両価格が高価な車種の取り扱い 車両価格が500万円を超える車種については原則として選定しない。ただし、予算上、400万円を超える車種を複数選定することが困難な場合には、販売台数の上位車種の中から選定可能な範囲の車種を選定することとする。 また、500万円を超える車種であっても、販売実績が他の選定候補の車種と比較して非常に多い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定できることとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成25年度</u>自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について</p> <p>対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。</p> <p>1. <u>平成25年</u>5月末時点又は10月末時点に新車として販売されている自動車から選定を行う。 前期は<u>平成25年</u>5月末、後期は<u>平成25年</u>10月末時点で販売されているものの中から<u>11車種</u>程度（<u>前期5車種、後期6車種程度</u>）を選定する。</p> <p>2. 直近1年間の販売実績が上位の車種（2.⑤に規定する特別枠選定車種を除く。）から選定する。ただし、モデルチェンジ等により1年間の販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実績等も考慮して選定する。</p> <p>① 自動選定 前期の選定においては、販売実績が年間2万5千台以上の車種は、5車種を上限に自動的に選定することができる。なお、ニューモデル車種は発売から30日以後における年間換算台数が、フルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前モデルの販売実績が、年間換算2万5千台以上となった時点で自動的に選定できる。 後期の選定においては、全車種を自動的に選定することができる。</p> <p>② OEM車の取り扱い OEM車の取り扱いについては、販売台数にかかわらず調査し、販売実績（年間換算）3,000台以上のOEM車は販売実績に加算する。</p> <p>③ 販売実績の算出方法 販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。 （ア） 前期：<u>平成25年</u>5月末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績 後期：<u>平成25年</u>10月末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績 （イ） <u>平成24年</u>11月以降にフルモデルチェンジされた車種については、（ア）又はフルモデルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×（<u>平成24年</u>の全小型・普通乗用車販売台数／前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数）の多い方。 （ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考慮する。） （ウ） ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車種については、販売実績×（183日／販売日数）により算出する。ただし、<u>平成25年</u>5月末時点又は<u>平成25年</u>10月末時点で30日間以上の販売実績が無い車種については対象としない。</p> <p>④ 車両価格が高価な車種の取り扱い 車両価格が500万円を超える車種については原則として選定しない。ただし、予算上、400万円を超える車種を複数選定することが困難な場合には、販売台数の上位車種の中から選定可能な範囲の車種を選定することとする。 また、500万円を超える車種であっても、販売実績が他の選定候補の車種と比較して非常に多い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定できることとする。</p>

自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について 新旧対照表

<p>⑤ 特別枠選定車種の取扱い 社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車アセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、販売実績にかかわらず選定することができる。</p> <p>⑥ 選定された車種における試験車両 最量販グレードを試験車両とする。この場合において、最量販グレードに安全性能に係るオプション装備があるものは、原則として車種全体の装備率が50%を超える場合にはこれを装備する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両を市場（ディーラー等）で調達可能な場合に限る。 また、グレードの違いが評価試験の結果に影響を及ぼさない場合には、最量販グレード以外のグレードを試験車両とすることができるものとする。</p> <p>3. 選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は選定しない。 ① 早期にフルモデルチェンジが行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。 ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期公表にあつては8月末、年度末公表にあつては11月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。</p> <p>4. 2. による選定にあつては、 ① 1メーカーあたり4車種を上限とする。 ② 輸入自動車については、1インポーターあたり前期・後期毎に1車種を上限とする。</p> <p>5. 輸入自動車にあつては、1インポーターあたり前期・後期毎に1車種を上限とする。</p> <p>56. これまで実施した車種であつて、構造に変更がないものは選定しない。</p> <p>67. 自動車製作者等から申し出があつた車種や検討の結果、特に必要と認められた車種を選定する。</p>	<p>⑤ 特別枠選定車種の取扱い 社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車アセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、販売実績にかかわらず選定することができる。</p> <p>⑥ 選定された車種における試験車両 最量販グレードを試験車両とする。この場合において、最量販グレードに安全性能に係るオプション装備があるものは、原則として車種全体の装備率が50%を超える場合にはこれを装備する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両を市場（ディーラー等）で調達可能な場合に限る。 また、グレードの違いが評価試験の結果に影響を及ぼさない場合には、最量販グレード以外のグレードを試験車両とすることができるものとする。</p> <p>3. 選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は選定しない。 ① 早期にフルモデルチェンジが行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。 ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期公表にあつては8月末、年度末公表にあつては11月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。</p> <p>4. 1メーカーあたり4車種を上限とする。</p> <p>5. 輸入自動車にあつては、1インポーターあたり前期・後期毎に1車種を上限とする。</p> <p>6. これまで実施した車種であつて、構造に変更がないものは選定しない。</p> <p>7. 自動車製作者等から申し出があつた車種や検討の結果、特に必要と認められた車種を選定する。</p>
--	---